(様式1) 最終更新日:令和3年3月8日

山形県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1]組織運営等に関する基	(1) 組織運営に関する中長期基本計画	中長期の運営指針として「公益財団法人山形県スポーツ協会運営指針」を定め公表している。
本計画を策定し公表すべきであ	を策定し公表すること	
3		
[原則1]組織運営等に関する基	(2)組織運営の強化に関する人材の採	
本計画を策定し公表すべきであ	用及び育成に関する計画を策定し公表す	
3	ること	
[原則1]組織運営等に関する基	(3) 財務の健全性確保に関する計画を	
本計画を策定し公表すべきであ	策定し公表すること	
3		
[原則2]適切な組織運営を確保	(1) 組織の役員及び評議員の構成等にお	
するための役員等の体制を整備	ける多様性の確保を図ること	
すべきである。	①外部理事の目標割合(25%以上)及び	
	女性理事の目標割合(40%以上)を設定	
	するとともに、その達成に向けた具体的	
	な方策を講じること	
[原則2]適切な組織運営を確保	(1) 組織の役員及び評議員の構成等にお	
するための役員等の体制を整備	ける多様性の確保を図ること	
すべきである。	②評議員会を置く団体においては、外部	
	評議員及び女性評議員の目標割合を設定	
	するとともに、その達成に向けた具体的	
	方策を講じること	

原則	自己説明項目	自己説明
	() 1—177	
するための役員等の体制を整備		
すべきである。	③アスリート委員会を設置し、その意見	
	を組織運営に反映させるための具体的な	
	方策を講じること	
	(2)理事会を適正な規模とし、実効性	
するための役員等の体制を整備	の確保を図ること	
すべきである。		
[原則2]適切な組織運営を確保	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを	
するための役員等の体制を整備	設けること	
すべきである。	①理事の就任時の年齢に制限を設けるこ	
	ک	
[原則2]適切な組織運営を確保	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを	
するための役員等の体制を整備	設けること	
すべきである。	②理事が原則として10年を超えて在任す	
	ることがないよう再任回数の上限を設け	
	ること	
[原則2] 適切な組織運営を確保	(4) 独立した諮問委員会として役員候	
するための役員等の体制を整備	補者選考委員会を設置し、構成員に有識	
すべきである。	者を配置すること	
[原則3] 組織運営等に必要な規	(1) NF団体及びその役職員その他構成	「山形県スポーツ協会役・職員倫理規程」の第3条及び第4条に「基本的責務」、「遵守事項」
程を整備すべきである。	員が適用対象となる法令を遵守するため	を規定している。また、加盟団体については、「山形県スポーツ協会及び加盟団体における倫理
	に必要な規程を整備すること	に関するガイドライン」を整備している。
「匠則2〕知舛渾労笠に以亜お担	(2) るの仏知傑演学に必要を担犯も教	定款等、組織運営に必要な規定を整備している。
		た秋寺、祖禰建古に必安は就たて置開している。
程を整備すべきである。	備すること	
	①法人の運営に関して必要となる一般的	
	な規程を整備しているか	

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	定款等、業務に関する規程を整備している。
程を整備すべきである。	備すること	
	②法人の業務に関する規程を整備してい	
	スカ (0) スの似如似写光に ソエル 1271 たお	
	(役員等の報酬の規程として、「山形県スポーツ協会役員報酬等規程」を整備している。
	備すること	
	③法人の役職員の報酬等に関する規程を	
	整備しているか	
[原則3] 組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	定款第4章に財務の規定があり、その他会計規程等を整備している。
程を整備すべきである。	備すること	
	④法人の財産に関する規程を整備してい	
	るか	
	(2) その他組織運営に必要な規程を整	「山形県スポーツ協会賛助会員規程」の第4条で会費について規定している。
	備すること	また、「山形県スポーツ少年団登録規程施行細則」第2条において登録料を規定している。
	⑤財政的基盤を整えるための規程を整備	
	しているか	
		各競技団体から提出される国体予選の実施要綱に規定される選考基準を審査し公正さを担保して
		いる。また、実施要綱では、選考過程に異議がある場合の申立先についても規定している。
	する規程を整備すること	
[原則3]組織運営等に必要な規	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に	
程を整備すべきである。	関する規程を整備すること	
	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ	
•	の相談ルートを確保するなど、専門家に	
	日常的に相談や問い合わせをできる体制	
	を確保すること	
	(1) コンプライアンス委員会を設置し	
会を設置すべきである。	運営すること	

原則	自己説明項目	自己説明
[原則4]コンプライアンス委員	(2) コンプライアンス委員会の構成員	
会を設置すべきである。	に弁護士、公認会計士、学識経験者等の	
	有識者を配置すること	
[原則5]コンプライアンス強化	(1) 役職員向けのコンプライアンス教	職員に対しては、定例の業務会議の前段でコンプライアンスの徹底について指導している。
のための教育を実施すべきであ	育を実施すること	また、役員等についても、役員会等の場においてコンプライアンスの重要性の説明を実施してい
3		る。
[原則5]コンプライアンス強化	(2) 選手及び指導者向けのコンプライ	国体出場選手を対象にアンチドーピング研修を実施している外、フェアプレイ精神の醸成も含め
のための教育を実施すべきであ	アンス教育を実施すること	てスポーツインテグリティ事業として実施している。
3		
[原則5]コンプライアンス強化	(3) 審判員向けのコンプライアンス教	
のための教育を実施すべきであ	育を実施すること	
る		

原則	自己説明項目	自己説明
構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	
	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款及び会計規程を整備し、公正な会計原則を順守するための業務体制を確立している。 日々の会計処理については、毎月会計事務所による詳細なチェックを受けており、出資法人に対する県監査や公益法人への立ち入り検査においても、適正な運営を認定されている。
	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	関係機関が定める補助要綱等に基づき適正に対応している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に基づき、事業報告・決算書類等についての資料を当協会のホームページで公開している。
[原則7] 適切な情報開示を行う べきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関す る情報を開示すること	各競技団体に対し、国体予選の実施要綱の中で、選手選考の基準を明示し、参加選手等に公表するように指導している。
[原則7] 適切な情報開示を行う べきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関す る情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況を令和3年10月27日にホームページで公表した。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則8] 利益相反を適切に管理	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当	
すべきである	事者と NF 団体との間に生じ得る利益相	
	反を適切に管理すること	
	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	
すべきである		
[原則9]通報制度を構築すべき	(1) 通報制度を設けること	
である		
 「原則9〕通報制度を構築すべき	 (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、	
	公認会計士、学識経験者等の有識者を中	
	心に整備すること	
	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分	
きである	対象者、処分の内容及び処分に至るまで	
	の 手続を定め、周知すること	
[原則10] 懲罰制度を構築すべ	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び	
きである	専門性を有すること	
[原則11] 選手、指導者等との	(1) 団体における懲罰や紛争につい	
間の紛争の迅速かつ適正な解決	て、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構	
	によるスポーツ仲裁を利用できるよう自	
	動応諾条項を定めること	
[
	(2) スポーツ仲裁の利用が可能である	
間の紛争の迅速かつ適正な解決	ことを処分対象者に通知すること	

	自己説明項目	自己説明
に取り組むべきである。		
[原則12]危機管理及び不祥事 ((1) 有事のための危機管理体制を事前	
対応体制を構築すべきである。に	- 構築し、危機管理マニュアルを策定す	
3	3こと	
[原則12]危機管理及び不祥事 ((2) 不祥事が発生した場合は、事実調	
対応体制を構築すべきである。 査	室、原因究明、責任者の処分及び再発防	
止	L策の提言について検討するための調査	
体	本制を速やかに構築すること	
[原則12] 危機管理及び不祥事 ((3) 危機管理及び不祥事対応として外	
対応体制を構築すべきである。 部	『調査委員会を設置する場合、当該調査 『 第 111111111111111111111111111111111111	
委	€員会は、独立性・中立性・専門性を有	
व	「る外部有識者(弁護士、公認会計士、	
学	対識経験者等)を中心に構成すること	
[原則13]地方組織等に対する ((1) 加盟規程の整備等により加盟団体	定款および加盟団体規程により、加盟団体の責務や権限(評議員候補者を推薦できる)を定めて
ガバナンスの確保、コンプライ 及	及び地方組織等の関係団体との間の権限	いる。
アンスの強化等に係る指導、助関	関係を明確にするとともに、地方組織等	加盟団体への指導・助言については、加盟団体規程に基づく、定期報告等の機会を捉えて実施し
言及び支援を行うべきである。	D組織運営及び業務執行について適切な	ている。
指	旨導、助言及び支援を行うこと	
[原則13]地方組織等に対する ((2) 加盟団体及び地方組織等の関係団	令和3年度においては、国体種目競技団体は必須として、他の加盟競技団体に対しても、ガバナ
ガバナンスの確保、コンプライ体	本の運営者に対する情報提供や研修会の	ンスコードの遵守状況の公表が急務である旨指導を強化している。
アンスの強化等に係る指導、助実	ミ施等による支援を行うこと	
言及び支援を行うべきである。		